学籍番号		氏名	

学校保健安全法に基づく出席停止について

学校保健安全法第19条及び静岡県中部看護専門学校健康管理規程により、出席停止の取り扱いをいたします。登校する際には医師の診断を受け登校許可証明書を提出してください。

該当	病名等	学校保健安全法施行規則第19条による出席停止期間の基準
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん	解熱した後３日を経過するまで
	結核	学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで

☆ただし、期間については、医師が感染のおそれなしと認めた場合はこの限りではありません。

登　校　許　可　証　明　書

静岡県中部看護専門学校長　行

１．　病名

２．　発病年月日　　年　　月　　日

上記の者は、(　　月　　日より)登校に支障ないことを証明します。

年　　月　　日

医療機関名

医師名　　印